

創業促進政策は開業率を押し上げるのか¹

~政策効果の実証分析を通して~

大阪大学法学部 赤井伸郎研究室 2011 年 11 月 岡田直也

清衣里奈

中村圭

中野響子

木村彰秀2

1

 $^{^1}$ 本稿は、2011 年 12 月 4 日に開催される、WEST 論文研究発表会 2011 に提出する論文である。本稿の作成にあたっては、赤井伸郎教授(大阪大学)をはじめ、多くの方々から有益且つ熱心なコメントを頂戴した。ここに記して感謝の意を表したい。しかしながら、本稿にあり得る誤り、主張の一切の責任はいうまでもなく筆者たち個人に帰するものである。

orange_apple21059@yahoo.co.jp

論文研究発表会 WE Student' Tomorrow

WEST 論文研究発表会 2011

要旨

近年、日本の経済成長の担い手として、中小企業が注目を集めている。

数々の先行研究から、新規企業の開業が経済成長に正の影響を与えることが分かっているが、 中小企業の開業率を上昇させることは、近年落ち込む日本経済の復興に向けて重要であり、1999 年に改正された中小企業新基本法においても、新規創業促進が政策目的として新たに定められて いる。

しかしながら、創業促進を目的として実行されている政策が、本当に開業率を上昇させること とに有効であるかの実証分析はなされていない。

本稿はそのような問題意識のもと、「中小企業創業促進政策は開業率上昇に有効である」という仮説を検証し、新規創業を促す政策を実施するための提言を行う。本稿の構成は以下の通りである。

第1章では、日本経済成長の担い手として期待される中小企業と、中小企業を取り巻く政策に関する現状分析を行う。第1節では、経済全体に占めるシェア、事業所・雇用者数、イノベーション・地域発展の観点から、中小企業の重要性を示す。第2節では、日本の中小企業政策の歴史的変遷について述べ、政策の目的が、中小企業の保護や大企業との格差是正から、企業の自主自立の促進や多様で活力ある経済発展へと変化してきたことを示す。また、その変化の過程において、近年特に重要視されるようになった中小企業創業促進政策の具体的内容を示す。

第2章では、開業率に影響をあたえる要因分析を行った先行研究を紹介し、それらをふまえて、本稿の位置づけを示す。第1節では、先行研究が用いている地域要因や環境要因が、開業率に与える影響について、各先行研究の分析結果を紹介する。第2節では、上記で紹介した要因をふまえ、本稿独自の取り組みとして中小企業創業促進政策が開業率上昇に有効であるかを検証することを示す。

第3章では、定量的な分析を行う。第1節では、開業率と開業要因との間での線形の関係を仮定し、都道府県別の開業率を被説明変数、開業要因を説明変数とする最小2乗法を用いた分析手法を示す。分析の結果、第2節では、創業促進政策の中でも「インキュベーション施設運営・支援事業」が開業率上昇に有効であるという結果を得た。

以上の分析をふまえ、第4章では、日本の開業率を上昇させるために、「インキュベーション 施設運営・支援事業」を実施し、継続していくための具体的な政策提言を行う。

論文研究発表会 WEST。 We Evolve Students' Tomorrow

WEST 論文研究発表会 2011

目次

はじめに

第1章 現状分析

第1節 中小企業の実態

第1項 経済全体に占めるシェア

第2項 雇用·事業所数

第3項 イノベーション・地域発展

第2節 中小企業政策

第1項 中小企業政策の変遷

第2項 創業促進政策の詳細

第2章 先行研究および本稿の位置づけ

第1節 先行研究

第2節 本稿の位置づけ

第3章 理論・分析

第1節 分析方法

第2節 推定結果・考察

第4章 政策提言

第1節 政策提言の方向性

第2節 政策提言の概要

第3節 政策提言の詳細

おわりに

先行論文、参考文献、データ出典

論文研究発表会 WE Students' Tomorrow

WEST 論文研究発表会 2011

はじめに

2007年夏以降、アメリカのサブプライムローン問題が金融、資本市場に混乱をもたらし、2008年9月のリーマンショックを契機に世界経済は急速に悪化した。我が国の経済もその影響を大きく受け、景気後退の傾向が続いていた。

そのようななかで、雇用創出の担い手としてはもちろん、地域経済や産業力全体の活性化の担い手としても有力な、中小企業に対する関心が高まっている。我が国でも、「中小企業は経済を牽引する力であり、主役である」として、中小企業政策の基本的な考え方と方針を明らかにすべく、2010年6月に「中小企業憲章」が閣議決定された。

一般的に、新規企業の開業は経済成長に正の影響をもたらすことがわかっている。1999年に改正された中小企業新基本法においても、ひとつの新たな方針として、「経営の革新および創業の促進」が定められており、中小企業の新規創業促進がひとつの大きな政策目的とされ、数々の政策が実施されている。

しかしながら、わが国の開業率は約 4%前後と、他国と比較しても低い水準を推移しており、 多額の資金を投資して行われている創業促進政策の効果が見えづらい状況にある。

「政策の効果の不明瞭さ」は、中小企業政策が中核となる³産業政策全般に対して当てはまることである。

戦後日本の産業政策は、一般的に経済発展に効果のあるものだと考えられてきた。その理由は、 戦後20年余りの日本の経済成長の背景に、政府の政策的な介入があり、そういった政府の介入が 経済成長に貢献したと考えられていることにある。

しかしながら近年、日本の経済成長は停滞の一途をたどり、元来日本が得意としてきた重要な 産業分野においても、中国や他のアジア諸国といった新興国に追い上げられている状態にある。 このような停滞期において、戦後から日本が行ってきた産業政策ははたして本当に経済成長に有 効であったのか、その効果は一時的なものであったにすぎないのか、といった疑問から、真の政 策効果を確かめる研究が近年盛んに行われている。

本稿では、そのような政策効果の不明瞭な産業政策や中小企業政策の中でも特に、先述の通り近年重要視されている中小企業創業促進を目的とした政策に関して、「中小企業創業促進政策は開業率上昇に有効である」という仮説を、実証分析によって検証する。また、仮に有効であった場合には、どのような政策を実施することが開業率を押し上げるのかを考察し、今後の政策への提言とする。本稿の分析により、中小企業創業促進政策の有効性が確かめられ、開業率上昇に寄与する政策実施に向けての提言を行うことにより、日本における開業率の上昇、ひいては、日本の経済成長を促すことへの一助になることを期待する。

-

³斎藤慎(2005)によると、産業横断的な唯一の産業政策として中小企業政策を位置づけている。また他の産業政策が時代の経過により、変化せざるを得なかった一方で、現在に到るまで中小企業政策の産業政策におけるウェイトは一定のものを維持し続けていると述べている。



第1章 現状分析

本章では、先に述べた中小企業の日本経済に占める重要性を明らかにした上で、日本経済の原動力たる中小企業の発展の為、いかなる政策が行われてきたのかを述べる。さらにそれら政策の中でも特に、促進創業政策に着目し、その詳細を述べる。

第1節 中小企業の実態

本節では、経済全体に占めるシェア、雇用・事業所数、イノベーション・地域発展の観点から中小企業の実態について述べ、中小企業の重要性を示す。なお、以下の表は全て製造業に関するものであり、「中小企業基本法」(新基本法)では、「従業員数 300 人以下または資本金 3 億円以下の企業」が中小企業として定義されている。

第1項 経済全体に占めるシェア

表 1 付加価値額4(従業者 29 人以下は粗付加価値額)の変遷 (100 万円)

	2004	2005	2006	2007	2008	2009
4~ 9人	4,424,857	4,842,219	4,305,299	4,321,965	4,284,377	3,412,270
10~19人	6,280,295	5,916,503	6,168,679	6,487,778	6,133,947	5,203,903
20~29 人	6,334,903	6,260,525	6,230,106	6,489,399	6,151,311	5,048,326
30~49 人	5,531,328	5,606,494	5,778,746	5,855,145	5,696,027	4,911,624
50~99 人	11,495,471	11,482,195	11,237,700	11,230,878	10,877,691	9,425,889
100~199 人	14,416,126	14,753,697	14,759,933	14,715,013	13,572,137	11,758,209
200~299 人	9,096,290	8,894,615	9,081,740	8,650,095	8,400,619	6,720,189
āl	57,579,270	57,756,248	57,562,203	57,750,273	55,116,109	46,480,410
300~499 人	10,477,670	10,969,597	11,831,043	11,769,421	10,907,950	9,160,637
500~999 人	12,509,011	12,784,842	13,772,322	12,948,588	12,419,479	9,449,746
1000 人以上	21,226,212	22,725,590	24,432,585	26,188,161	22,861,122	15,228,573
ät	101,792,163	104,236,277	107,598,153	108,656,443	101,304,660	80,319,366
中小企業/全体(%)	56.60%	55.40%	53.50%	53.10%	54.40%	57.90%

『経済産業省 工業統計調査産業別(各年度)』より筆者作成

4付加価値額= 製造品出荷額等+ (製造品年末在庫額 - 製造品年初在庫額) + (半製品及び仕掛品年末価額 - 半製品及び仕掛品年初価額) - (消費税を除く内国消費税額+ 推計消費税額) - 原材料使用額等 - 減価償却額。



経済産業省「工業統計調査(産業別)」によると、表1のように、中小企業が全体に占める製造業付加価値額は50%以上を示している。このことから、中小企業の製造業は大企業と同等に我が国の経済発展の担い手として大きな割合を占めていると言える。

第2項 雇用、事業所数

表 2 人数階級別 事業所数の変遷

	2004	2005	2006	2007	2008	2009
4~ 9人	129,952	143,094	121,626	117,259	126,964	108,813
10~19人	64,013	57,383	60,515	62,441	60,189	56,194
20~29 人	30,970	30,209	30,036	30,850	29,453	26,804
30~49 人	16,374	16,391	16,440	16,770	16,394	15,880
50~99 人	15,929	15,768	15,780	16,242	15,706	14,817
100~199 人	8,080	8,222	8,277	8,539	8,291	7,653
200~299 人	2,418	2,408	2,498	2,574	2,581	2,408
計	267,736	273,475	255,172	254,675	259,578	232,569
300~499 人	1,732	1,780	1,824	1,896	1,857	1,738
500~999 人	978	996	1,067	1,130	1,086	1,016
1000 人以上	460	465	480	531	540	494
計	270,906	276,716	258,543	258,232	263,061	235,817
中小企業/全体(%)	98.80%	98.80%	98.70%	98.60%	98.70%	98.60%

『経済産業省 工業統計調査産業別(各年度)』より筆者作成



表3雇用者数の変遷

	, ,					
計	8,113,676	8,159,364	8,225,442	8,518,545	8,364,607	7,735,789
1000 人以上	945,858	972,047	1,022,478	1,126,718	1,130,799	1,028,550
500~999 人	662,982	678,560	734,106	769,368	735,821	687,227
300~499 人	657,648	674,267	690,979	718,950	709,331	662,772
計	5,847,188	5,834,490	5,777,879	5,903,509	5788,656	5,357,240
200~299 人	585,964	583,965	603,705	623,747	626,413	583,339
100~199 人	1,108,686	1,127,930	1,139,154	1,176,665	1140,642	1,055,847
50~99 人	1,105,692	1,096,218	1,099,174	1,127,528	1092,157	1,031,044
30~49 人	640,588	641,410	644,157	656,959	642,544	617,850
20~29 人	759,854	740,996	736,428	756,973	722,624	654,519
10~19 人	869,413	792,112	824,131	849,407	818,610	764,587
4~ 9人	776,991	851,859	731,130	712,230	745,666	650,054
	2004	2005	2006	2007	2008	2009

中小企業/全体(%) 72.00% 71.50% 70.20% 69.30% 69.20% 69.30%

『経済産業省 工業統計調査産業別(各年度)』より筆者作成

同じく、経済産業省「工業統計調査(産業別)」によると、表2のとおり中小企業が事業所数全体に占める割合は98%以上、雇用者数全体に占める割合は表3のとおり約70%を占める。このことから日本の企業の大多数は中小企業であり、労働者の多くが中小企業に雇われていることが明らかである。したがって雇用の担い手としても、中小企業は大きな役割を果たしていると言える。

第3項 イノベーション・地域発展

中小企業は、その業務の専門性・多様性から、イノベーションや地域発展の担い手として期待されている。また中小企業は大企業に比べ規模が小さいながらも、大企業に匹敵するだけのイノベーションを生み出し続けている。

表 4 イノベーションに向けた具体的な取り組み状況

-			, ,	T	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	11 11 01 01 01 2	//±1.0/ //////	1	
		外部と	マーケテ	研究開発	従業員に	従業員と	経営者の	経営者に	経営者
		の連携	ィング活	活動	よる創意	経営者と	素早い	よる創意	のチャ
			動		工夫	の連携	意思決定	工夫	レンジ
									精神
	中小企業	11%	6%	8%	14%	13%	16%	17%	16%
	大企業	12%	11%	12%	15%	11%	14%	11%	14%

『三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング(株) 「企業の創意工夫や研究開発等によるイノベーションに関する実態調査」(2008)』 5

^{5 ・ 2003} 年から 2007 年までの 5 年間におけるイノベーションの実現に向けた具体的な取組を示している。

[・]イノベーションの実現に向けて何らかの活動を行ったとする企業について集計。



表5イノベーションの実現に向けて活動する企業における研究開発実施状況

	継続的研究開発	非継続的研究開発	研究開発不実施
小規模	47%	29%	24%
中規模	57%	21%	21%
大規模	82%	9%	9%

『文部科学省科学技術政策研究所「全国イノベーション調査報告」(2004)』 6

表6ニッチ市場とイノベーションの実現を担う企業の関係

	ほとんど中小企業	どちらかとい うと中小企業	どちらかとい うと大企業	ほとんど大企業	そもそも「イノ ベーション実 現」がない
あてはまる	21%	24%	20%	17%	19%
ややあてはまる	14%	26%	24%	16%	20%
あまりあてはまらない	15%	18%	26%	17%	24%
あてはまらない	13%	12%	21%	23%	31%

『三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング (株)「企業の創意工夫や研究開発等によるイノベーションに関する実態調査」(2008)』

以上の3つの表より、中小企業によるイノベーションには次の特徴があると思われる。

- (1)経営者が、方針策定から現場での創意工夫まで、リーダーシップをとって取り組んでいる。
- (2)日常生活でひらめいたアイディアの商品化や、現場での創意工夫による生産工程の改善など、継続的な研究開発活動以外の創意工夫等の役割が大きい。
- (3)ニッチ市場におけるイノベーションの担い手となっている。

一方、大企業によるイノベーションの特徴については、継続的開発を重視し、マーケティング 活動につなげるということが考えられる。

よって、中小企業は大企業とは異なるイノベーションの特徴を持ち、大企業と同様に社会において経済発展のために必要不可欠なイノベーションの実現を目指していることが分かる。

- ・複数回答において各々の項目で「有」と答えた回答数を累計し、全項目の合計が100%になるよう各項目間で比例配分している
- 6 ・ 従業者 10 人以上の企業から抽出した約 43,000 社を対象に調査。回収率は約 21%。調査の参照期間は 1999 年 1 月 1 日から 2001 年 12 月 31 日まで
 - ・当該調査における小規模は従業者 10人~49人、中規模は50人~249人、大規模は250人以上の企業を指す。
 - ・既存の技術・知識等の延長上での改善である開発を継続的研究開発、これまで存在しない画期的な製品や生産方法を誕生させる開発を非継続的開発とする。



WEST 論文研究発表会 2011 第 2 節 中小企業政策

第1項 中小企業政策の変遷

本項では、中小企業政策の歴史と、その政策目的の変遷について述べる。

中小企業政策の本格的展開は、1948年の中小企業庁設立に始まるとされているが、中小企業政策が体系化されたのは 1968年、中小企業基本法(以後、1999年の改正がなされる前の中小企業基本法を旧基本法、改正後を新基本法とする)が制定されてからのことである。旧基本法の政策目標は「国民経済の経済発展に即応し、中小企業の経済的社会的不利を是正するとともに、中小企業の自主的な努力を助長する」とされていた。このような「中小企業の社会的不利是正」といった旧基本法の政策目的は、戦後の経済復興段階における中小企業政策が伝統的な金融対策と商工組合による組織化対策を主としており、中小企業の救済・保護を政策理念としていたことからくる(川上(2010))。しかしながら 1995年以降の高度経済成長過程において、中小企業政策の理念はしだいに適応助成を中心としたものへと転換していった。この理念転換の背景には、高度経済成長期に成長著しい大企業と中小企業との間で格差が生じるようになり、更に消費者物価の上昇、若年労働力不足、国際競争力強化の必要性等の問題も生じたため、中小企業を近代化して、高度経済成長に適応させる政策的対応が求められ始めたことがある。このような流れから当時の政策理念は「不利是正政策」と「格差是正のための適応助成政策」の二本柱に基づき、それらのもとで中小企業政策が体系化されていった。そして旧基本法から新基本法に改正されるまでの 31年間、この二本柱を政策理念として政策が形成されていった。

しかし経済発展に伴い、成長型中規模企業やベンチャービジネスの台頭が見られ始め、成長する中小企業がより発展し、自主自立していくことの重要性が強調され、いたずらに保護的政策を進めるべきではないとの声も上がった。

このような動きから、中小企業基本法は 1999 年に新基本法へと改正されるに至った。新基本 法において、中小企業は我が国の経済基盤を形成しているものであり、新たな産業を創出し就業 の機会を増大させ、市場における競争を促進し、地域における経済活性化を促進するものと定義 された。以上のように中小企業政策は、中小企業の保護・救済、大企業との格差是正を目的とす るものから、企業の自主自立、多様で活力ある経済発展を目的とするものへと変化していった。

表7において、旧基本法から新基本法への変遷において、政策理念、政策目的がどのように変化したのかを示してある。



表7新基本法と旧基本法の比較

	旧基本法	新基本法
政策理念	大企業との格差、不利の是正	独立した中小企業の多様で活力ある成長発展
	①経済的社会的制約による不利是正	①新たな産業の創出
	②中小企業者の自主努力の助長	②就業の機会の増大
	③企業間における生産性等の諸格差の是正	③市場における競争促進
	④中小企業の生産性及び取引条件の向上	④地域経済の活性化
政策目的	①中小企業構造の高度化等	①経営の革新および創業の促進
	・設備の近代化	・経営の革新の促進
	・技術の向上	・創業の促進
	- 経営管理の合理化	・創造的な事業活動の促進 ②中小企業の経営基盤の強化
	・企業規模の適正化	・人材・技術・情報等経営資源確保の円滑化
	・事業の共同化のための組織整備等	・取引の適正化
	・商業及びサービス業	③経済的社会的環境の変化への適応の円滑化 ・環境の変化に応じた経営安定及び事業転換
	・事業の転換	の円滑化
	・労働に関する施策	
	②事業活動の不利の補正	
	・過度の競争の防止	
	・下請取引の適正化	
	・事業活動の機会の適正な確保	
	・国等からの受注機会の確保	
	・輸出の振興	
	・輸入品との関係の調整	
	③金融、税制等	
	・資金の融通の適正円滑化	
	・企業資本の充実	
その他主な施策	① 規模企業対策	①小規模企業対策
	中小企業の中でも特に零細な企業に対する金	旧基本法を引き継ぐ
	融、税制面からの支援	②資金の供給の円滑化及び自己資本の充実

『中小企業庁資料』より筆者作成

第2項 創業促進政策の概要

前項において、中小企業政策が、中小企業の保護・救済、大企業との格差是正を目的とするものから、企業の自主自立の促進、多様で活力ある経済発展を目的とするものへと変化していったことを述べた。



また、新基本法の中でも、「経営の革新および創業の促進」という政策目的は、中小企業の保護・ 大企業との格差是正を目的としていた旧基本法にはなかった大きな特徴であり、本稿の冒頭で述 べたように、中小企業における新規創業への期待の表れと見ることができる。

本稿では、「中小企業創業促進政策は開業率上昇に有効である」という仮説を検証するにあたり、 新基本法の「経営の革新および創業の促進」という政策目的に分類されている政策の中から、特 に、創業促進を目的とする政策の詳細目的別に分類を行った。以下では、その分類に従い、創業 促進政策の具体的な内容について述べる。

なお、「地方財政統計年報」によると、地方自治体にとっての中小企業政策に対する予算が計上されている商工費の概要は、2009 年都道府県商工費、市町村商工費の合計決算額はそれぞれ 4 兆 2861 億円、2 兆 3334 億円に上り、これは同年における国の中小企業対策費の合計 1890 億円の 5 倍強である。このことから、中小企業政策に関して地方自治体にゆだねられている裁量は大きいと考えられるため、今回は、都道府県が実施している創業促進政策の効果について分析を行うこととする。

各都道府県が実施している創業促進政策をより詳細に目的別に分類すると、(1) 販路拡大(2) 人材育成(3) 創業環境の整備(4) 技術開発の4つに分けることができる。

(1) 販路拡大

展示会・商談会の実施、海外進出支援、トライアル制度などが挙げられる。展示会や商談会を行うことで、既存企業と新規開業した企業のマッチングを行ったり、首都圏や海外へも商品を売り込む経路を開拓したりすることにより、開業後間もない企業がより広い範囲で活動できる機会を与える。トライアル制度とは、中小企業等が開発した製品等について県の機関が試験的に発注し、その製品の有用性を評価し官公庁での受注実績をつくることで販路拡大を支援するものである。

(2) 人材育成

起業家育成や知的財産活用事業などが挙げられる。起業家育成にはセミナーや交流会の開催、 窓口相談といったものがある。知的財産活用事業には知的財産活用戦略策定の際に専門家による 支援・アドバイスを受けることができるものもある。

(3) 創業環境の整備

産業集積活性化、場所・設備の提供などが挙げられる。産業集積活性化政策は地域経済の活性 化や企業間のマッチングを促し、より開業しやすい環境づくりに役立っている。場所・設備の提 供に関しては、インキュベーション施設の運営や設備貸出などの事業が行われており、開業時の オフィス提供などによって初期費用の負担軽減を図っている。また、資金も開業環境に大きな影響を与えることから、資金の融資、ファンドの設立などもここに含まれる。



(4) 技術開発

技術開発に分類される政策には、地域に根付いた技術開発の支援や、ビジネスプランコンペ・表彰制度といったものが含まれる。地域に根付いた技術開発は、その地域の大学等と連携する産学連携の下行われていることが多い。ビジネスコンペ・表彰制度は、専門家や地方自治体による選考が行われる過程で、よりビジネスプランが実現可能性の高いものへとブラッシュアップされていく効果がある。

論文研究発表会 WE Evolve Students' Tomorrow

WEST 論文研究発表会 2011

第2章 先行研究及び本稿の位置づけ

第1節 先行研究

わが国における新規開業に関する先行研究では、全産業、個別産業、あるいは産業間比較を対象に、様々な地域要因や国あるいは地方自治体の支援体制や環境整備に係る要因について実証分析が行われている。それらの要因は、(1)需要要因、(2)労働需要要因、(3)人的資本要因、(4)産業集積・産業構造、(5)コスト要因、(6)資金調達、(7)インフラ要因、(8)公的部門要因に整理することができる。

(1) 需要要因

需要要因はもっとも直接的に開業率に対して影響を与える要因として、その重要性が多くの先行研究で指摘されており、地域における需要の伸びを示す指標は開業率に正の影響を及ぼすという点でコンセンサスが得られている。需要要因は地域における需要の規模と需要の伸びから捉えられ、需要の規模としては人口や所得水準が、需要の伸びとしては人口増加率や所得の増加率、GDP増加率が用いられる。日本における実証分析では、田中(2007)、黒瀬・大塚(2007)、岡室・小林(2005)、小林(2004)らの研究により、人口や人口増加率が開業率に正の影響をもたらすことが明らかにされている。

(2) 労働供給要因

労働供給を示す代理変数としては、「失業率」が取り上げられることが多い。失業者自身が自己の雇用のために開業する、または失業者の多い地域では人材確保が容易である、といった理由より正の影響が想定されうる。また一方、「失業率」の高い地域は経済情勢が悪く、開業環境としては望ましくないという理由から負の影響も想定されうる。

「失業率」を代理変数とした研究では岡室、小林(2005)において、開業率に正の影響を与えることが確認されている一方で、小林(2004)において「有効求人倍率」を代理変数とした場合、年度によってばらつきが観測された。

(3) 人的資本要因

人的基盤の充実度合いに応じて開業率の程度が変わるという観点から、地域における住民や就業者の質的・量的構成による人的資本の蓄積・形成の地域間格差が指摘されている。

小林(2004)によると生産年齢人口比率と開業率との間に正の因果関係を認める分析がみられる一方で、若年人口比率や老年人口比率は開業率を押し下げることが明らかにされている。また、人的資本蓄積の観点からは、高学歴者比率、専門職・管理職比率、熟練労働者比率、大卒者比率



の比率が高いほど、開業率が高いことが明らかになっている。(岡室・小林 2005、田中 2007)

(4) 産業集積·産業構造

地域における人口や事業所の集積度が高まれば開業のために必要な人材や情報の収集が容易であると考えられるため、集積の状況は開業に対して正の効果を与えることが想定される。産業集積を表す指標としては「事業所密度」が使われることが多く、岡室・小林(2005)や田中(2007)において、その値が開業率に対して正の影響を与えることが指摘されている。

産業構造を巡っては、製造業比率がマイナスに、サービス業比率プラスに影響を与えるとの分析 結果が、黒瀬・大塚(2007)より明らかにされている。

(5) コスト要因

コスト要因の変数としては、賃金や地価に対する変数が用いられることが多い。労働コストに関しては、賃金水準が高い地域ほど開業率が低いという分析結果が得られている(岡室・小林 2005、小林 2004、黒瀬・大塚 2007) 一方で、資本コストに関しては地価水準が開業率にプラスとマイナスのいずれの影響も与えているとした分析結果(小林 2004) や、家賃が開業率に正の影響を与えているとした分析結果がある。

(6) 資金調達要因

開業時における大きな制約の一つに開業資金の調達があることが既存研究において明らかにされている(日本アプライサイドリサーチ研究所 2006)。資金調達要因を表す指標としては、持家の担保効果や生活上のセーフティーネットとしての価値に注目し、持ち家比率を用いている先行研究が多い。

国外の実証研究において、持ち家比率は開業率に対して正の影響を与えることが検証されているが、国内の研究においては負の影響を与えるという分析結果が得られている(岡室・小林 2005、小林 2004)。

(7) インフラ要因

新規開業の参入障壁の指標として、地域のインフラ整備の状況に着目して、それが開業率に与える影響を分析しているものもある。田中(2007)は、製造業開業率に対して工業用水道ストックが正の影響を与えるという結果を得ている。岡室・小林(2005)では、生産要素の獲得や財・サービスの供給に対して有利に働くインフラ要因として交通アクセスに注目し、新幹線の停車駅あるいは高速道路のインターチェンジの有無が、開業率に正の影響を及ぼしている明らかにしている。

(8) 公的部門要因

公的部門要因については、税率による開業率の違いや、歳出や公務員数を用いた公的部門比率を用いて、新規開業への影響が分析されている(岡室・小林 2005、田中 2007)。公共サービスが事業環境の整備という観点から開業率にプラスの効果をもたらすと考えられる一方、公的部門の



比重が大きい場合には、政府のもとでの規制や民間のインセンティブの低下あるいは公的費用負担の増大という点から、開業率に対してマイナスの影響を与え得ることも指摘されている。ただし、これらの先行研究は、公的部門による個別具体的な産業政策への取り組みを直接的にふまえているわけではない。そうしたなか、田中(2008)は、地方自治体の産業政策に関係する支出として、一事業所当たりの商工費を用いている。バブル経済崩壊後に産業政策の方針が変化した可能性を考慮して分析した結果、崩壊前では商工費は開業率に対して正の影響を与えているが、崩壊後はマイナスの影響を与えているという分析結果を得ている。

表8開業率に影響を与えている要因に関する主な先行研究

	対象業種	対象期間地域区分	影響を検証した主な地域要因	概要
中小企業白書	非1次産業	1996-98 都道府県	(+)廃業率、サービス産業割合	サービス業における多くの事業機会の 存在や開業支援的役割の示唆。
中小企業白書 (2002)	製造業	1987-98 都道府県	(+)製造業出荷額伸び率、失業率 事業所密度	製造業における開業率データを用いて 分析。事業所集積による人材確保面的 などでの集積効果や失業のプッシュ効 果などを実証。
中村・江島 (2004)	全産業	1996-99 都道府県	(+)昼間人口密度、企業収益率 (-)大企業就業比率	事業所や人口の集積効果、事業収益性 などの開業に対するプラス効果を実 証。また、大企業従業者の割合が高い 地域では開業率が低下することも実 証。
小林 (2004)	全産業	1972-01 都道府県	*90 年代(1991-2001 年) (+)人口增加率、事業所密度、 新規工場立地比率、選択可能情報量 (-)GDP 增加量、平均従業者数 平均賃金、平均年齢 持家比率、製造業比率	左記期間を3期間(1972-81年、1981-91年、1991-2001年)に分けて比較分析。 各期間における決定要因や時代に伴う要因変化を検証。人口増加に向けた環境整備や産業集積形成による集積メリットの創出などの必要性を指摘。



		70707	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
室岡・小林 (2005)	全産業	1996-99 市区町村 県内経済 圏	*市町村区 (+)人口増加率、失業率、高学歴者比率、 専門職・技術職比率、事業所密度、交 通アクセス (-)平均賃金、持家比率、製造業 比率、公共部門比率	市区町村および県内経済圏データを用いて分析。賃金水準や平均事業所規模、 人的資本などの影響を実証。地域における高度な人的資本の形成・蓄積の重要性を指摘。
黒瀬・大塚 (2007)	製造業と サービス 業の比較	1981-01 都道府県	*90 年代(1991-2001 年) 製造業 (+)人口増加率、市場ポテンシャル、事 業所密度 (-)失業率、特化係数、平均給与 サービス業 (+)人口増加率、市場ポテンシャル、失 業率、事業所密度、特化係数 (-)平均給与	開業要因の産業別差異に注目し製造業とサービス業にわけて実証分析。製造業では需要成長の要因が弱くコスト要因が負。サービス業では集積効果の影響が強い。 また、サービス業の個別業種別の実証分析。地域に応じた政策の必要性を示唆。
田中(2008)	製造業	1996-01 都道府県	(+)人口(対数)、人口成長率、製造品出荷額等成長率、失業率、製造業事業所密度、持家比率、製造業事業所1箇所あたり工鉱業費、工鉱業年平均成長率、商工費に占める工鉱業費割合()製造業専門技術職費、製造業事業所の特化係数、製造業単位当たり人件費、工場適地割合、交通資本ストック、製造業事業所1箇所あたり工鉱業費×ダミー、工鉱業費年平均成長率×ダミー、商工費に占める工鉱業費割合×ダミー(1990年以降=1、それ以外=0)	都道府県別の商工費や工鉱業費を用いて、都道府県別の産業政策が製造業の開業率に貢献しているかの実証分析。 バブル前後において産業政策が開業率に与えた影響は異なっているという結果を出した。
奥山 (2010)	製造業	2001-06 市区町村	(+)人口、人口増加率、完全失業率、専門・技術職従業者比率、学術・開発研究機関比率、商工費比率、知的クラスター、都市エリア実施地域 (-)製造業平均賃金	クラスター政策が開業率に与える影響 の実証分析。新規創業への需要の高さ や資本の蓄積度合い、自治体の支援体 制が開業を促進。クラスター政策が開 業率の上昇に寄与するも政策実施より 一定の経過期間が必要なことを示唆。

『黒瀬・大塚(2007)』参考に筆者作成



第2節 本稿の位置づけ

本稿の目的は、「中小企業創業促進政策は開業率上昇に有効である」という仮説を実証分析によって検証し、その結果をふまえ、開業率の上昇を一層促すための政策提言を行うことである。

上述の通り、先行研究としては、新産業・新企業の創出育成を表す開業率に対する諸要因の効果を分析したものとして、中村・江島(2004)や小林(2004)、室岡・小林(2005)、奥山(2010)等がある。しかしこれらの研究は、開業率に影響を及ぼすものとして地域要因や、地方自治体の支援体制や環境整備に係る要因しか用いておらず、中小企業政策そのものが開業率に与える影響を分析してはいない。

そこで本稿は、先行研究でなされてきた地域要因や環境要因を踏まえたうえで、政策の効果も 測定するために、中小企業庁が 2005 年度より実施し公開している都道府県別「中小企業支援計画」 に掲載されている各都道府県の政策の中から、創業促進を目的とした政策を抽出し、その内容に よって分類をした上で、政策効果の測定を試みた。具体的には「ビジネスコンペ開催運営事業」 「起業家育成事業」「インキュベーション施設運営事業」という 3 つの類型への分類⁷である。

また、被説明変数である開業率に関しては、総務省「経済センサス」及び「事業所企業統計調査」の最新版のデータを用いたことも付け加えておく。

⁻

 $^{^{7}}$ これらの他にも、新たな技術を生み出すことを目的とする産官学の連携や、地場産業の振興、産業集積(クラスター)政策など、創業促進を促す政策は多数あった。しかしながら、第一義的に開業率上昇が目的であると明確に定めており、かつ、各都道府県で実施の有無にばらつきがある政策は上記の3つであったことからこれらの政策効果の測定を試みる。



第3章 理論・分析

第1節 分析方法

政府の産業政策効果を測定する指標として開業率に着目し、中小企業政策において、創業促進を 目的とする政策(「ビジネスコンペ開催運営事業」「起業家育成事業」「インキュベーション施設運 営事業」)が開業率に及ぼす効果について都道府県レベルで検証する。

具体的には、先行研究に倣い、開業率と開業要因との間での線形の関係を仮定し、都道府県jの開業率Rstartを被説明変数、開業要因 X_{factor} を説明変数とする下記のモデルを用いる。

$$Rstart_j = \alpha + \sum \beta_{factor} X_{factorj} + u_j$$

ただし、 α と β は推定されるべきパラメーター、 u_j は誤差項である。本論文では開業要因として、需要要因、労働要因、人的資本要因、産業集積・構造要因、コスト要因、資金調達要因、インフラ要因、公的部門要因の 8 要因を採用する。

被説明変数である開業率としては、総務省の「事業所・企業統計調査」の 2006 年調査と「経済センサス基礎調査」の 2009 年調査から、民営事業所(1 次産業及び公務除く)の開業率(民営事業所の増加率)を用いている。「事業所・企業統計調査」「経済センサス基礎調査」ともに、存続事業所数、開設事業所数、廃業事業所数を都道府県ごとに集計している。同統計調査からは毎年の開業事業所数はわからないため、2011 年度中小企業白書第3部の開業率の定義に則り、前回調査以降の開業事業所数(企業数)から年平均開業事業所数(企業数)を算出し、期首事業所数(企業数)で除したものを用いる。標本は2期間、47都道府県のプールしたデータである。本来なら、より長期間のデータを用いた推計が望ましいが、本稿では中小企業政策及びその予算のデータ制約の関係から、2期間のみでの推計とする。

需要要因としては、国勢調査に記載された「人口」を経済センサス基本調査より得た「民営事業所数」で除したものを用いる。

労働要因としては、「完全失業率」を用いる。失業率は開業に対して正と負の両方の影響を与える可能性が考えられる。具体的には人材確保の容易さの指標と見れば、正の影響が想定される一方で、経済情勢の指標と見れば、負の影響が想定されうる。

人的資本要因としては、量的指標として「生産年齢人口比率」を、質的指標として「専門・技 術職従業者比率」を用いる。これらの指標は開業に対して正の影響が想定される。

産業集積・構造要因としては、「製造業比率」を用いる。製造業はサービス業と比較して、開業率が低いことがわかっている。そのため製造業の密集地域においては、開業に対して負の影響が想定される。



コスト要因としては、般財団法人土地情報センター都道府県地価調査より、1 平方メートルあたりの価格である「地価水準」用いる。地価が高いところでは、開業時の起業家の負担が大きくなるため、開業に対して負の影響が想定される。

資金調達要因としては、「持ち家比率」を用いる。これは資金調達の難易度の代理変数と考えられるため、開業に正の影響が考えられる。

インフラ要因としては新幹線の停車駅を保有する都道府県のダミー変数を用いる。

公的部門要因としては、地方独自の産業政策を表す代理変数として、中小企業支援計画より都道府県ごとの中小企業対策費を集計し、それを「民営事業所数」で除した値(1 事業所当たりの中小企業対策費)を用いる。中小企業政策は、財政・金融面からの諸施策(税制、補助金、融資など)、販路拡大支援、技術指導、創業支援、企業誘致、など多岐にわたるため、本稿で効果を実証する「ビジネスコンペ開催運営事業」「起業家育成事業」「インキュベーション施設運営事業」の3 事業以外の要因をコントロールすべく、1 事業所当たりの中小企業対策費を説明変数に加えるものとする。

「ビジネスコンペ開催運営事業」「起業家育成事業」「インキュベーション施設運営事業」の3つ8の施策実施地域のダミー変数については、05年、08年のそれぞれの政策実施ダミーに加え、05年、08年で継続して政策を実施している都道府県のみを該当地域とするダミー変数も作成した。以下に、上記3つの政策の内容と、ダミー変数作成に当たり用いた判断基準を示す。

(1) ビジネスコンペ開催運営事業

創業の量的拡大を図ることを目的とし、一般から優れたビジネスプランを募集し、審査やコンペを開催する。選ばれたビジネスプランの作成者に対し、各都道府県や各都道府県の創業支援機関、金融機関等が連携して、各々の機能を活かしながらプランの実現化を支援する。

(2) 起業家育成事業

起業を目指す個人に対して、起業に関するノウハウを教えるセミナーや、起業家の講演会等を 開催する。なお、個人に対する相談窓口の設置およびカウンセリング業務の実施に関しては、ほ ぼ全ての都道府県で実施されているため、今回の分類からは除外する。

(3) インキュベーション施設運営事業

日本新事業支援機関協議会 (JANBO) によると、ビジネス・インキュベーターの 4 つの定義は、 起業家に提供するオフィス等の施設を有していること、インキュベーション・マネージャー等 (起 業・成長に関する支援担当者) による支援を提供していること、入居対象者を限定していること、

⁸ 本稿の位置づけでも述べたように、これらの他にも、新たな技術を生み出すことを目的とする産官学の連携や、地場産業の振興、産業集積(クラスター)政策など、創業促進を鵜がなす政策は多数あったが、第一義的に開業率上昇が目的であると明確に定めており、かつ、各都道府県で実施の有無にばらつきがある政策はこれら3つであったことから、この3つを変数として採用した。



退去起業に「卒業」と「それ以外」の違いを定めていること、とされている。

これらの定義を満たす公的インキュベーション施設は、2007 年時点で全国に 176 施設存在して おり、その事業主体も、都道府県、市町村、独立行政法人と多様である。

今回の分類では、都道府県がインキュベーション施設の運営・支援を行っており、その事業内容を「中小企業支援計画」上で明確に表明している場合に、この事業を行っている都道府県であると判断した。また、個別の政策効果をみることに加えて、「どのような環境の地域で、その政策がより有効に機能するのか」を明らかにすることも有効である。「ビジネスコンペ開催運営事業」「起業家育成事業」については、起業を志す人の数との相関が高いことが予想されるため、生産年齢人口比率との交差項を作成した。「インキュベーション施設運営事業」については、地価水準の高い地域ほど、開業時のオフィス提供などが起業家の負担軽減に資すると考えられるため、その影響を捉えるべく地価水準との交差項を作成した。

表9変数の定義及びデータ出所

変数	定義	出所
	民営事業所開業率 (開設事業所数/基	総務省「経済センサス基礎調査(09
開業率	準)	年)」総務省「事業所・企業統計調査
		(06年)」
人口(1 事業所当たり)	人口/民営事業所数	総務省「国勢調査」
完全失業率	完全失業者数/労働力人口	総務省「国勢調査」
生産年齢人口比率	15~64 歳人口/人口	総務省「国勢調査」
専門・技術職従業者比率	專門·技術職従業数/従業者総数	総務省「国勢調査」
Lib fm \	1平方メートルあたりの土地価格	一般財団法人土地情報センター「都
地価水準		道府県地価調査」
柱 上 空 L 壶	持ち家に住む世帯数/	総務省「住宅・土地統計調査(08年)」
持ち家比率	住宅に住む一般世帯数	「国勢調査(05年)」
がお佐方士町ガン	新幹線停車駅保有都道府県が1	日本旅客鉄道株式会社ホームページ
新幹線停車駅ダミー	その他が0	
中小企業対策費(1事業所当たり)	中小企業支援事業関連予算/	中小企業庁ホームページ「中小企業
中小正耒刈束賃(I 争耒別目にり)	民営事業所数	支援計画」
ビジネスコンペ開催運営事業ダミー	該当政策実施都道府県(単年)が1	中小企業庁ホームページ「中小企業
こン不ハコンへ開催連呂事業グミー	その他が0	支援計画」
起業家育成事業ダミー	該当政策実施都道府県(単年)が1	中小企業庁ホームページ「中小企業
此来豕目以事来グミー	その他が0	支援計画」
インキュベーション施設運営事業ダミー	該当政策実施都道府県(単年)が1	中小企業庁ホームページ「中小企業
インキュペーション他放連呂事業ダミー	その他が0	支援計画」
ビジネスコンペ開催運営事業継続ダミー	該当政策実施都道府県(複数年)が1	中小企業庁ホームページ「中小企業
こンイベコン、州催建呂事耒枢航グミー	その他が0	支援計画」
起業家育成事業継続ダミー	該当政策実施都道府県(複数年)が1	中小企業庁ホームページ「中小企業
<u></u> 起来豕目风争来胚航タミー	その他が0	支援計画」
インキュベーション施設運営事業継続ダミー	該当政策実施都道府県(複数年)が1	中小企業庁ホームページ「中小企業
インイユハーション他放連各事業機就ダミー	その他が0	支援計画」
沖縄ダミー	沖縄が1 その他が0	



これら以外に、地域風土の与える影響が大きいと考えられる沖縄県については、「沖縄ダミー」 を入れてコントロールする。

なお、本稿の分析で用いるデータ一覧は表 9 のとおりである。説明変数のデータは、被説明変数の期首 (2004 年及び 2007 年) あるいは、その直前のものを用いているが、一部の変数について、データの制約により期間中のデータを用いている。

第2節 推定結果と考察

人口(1 事業所あたり)の係数は負で統計的に有意な結果を得ている。これは、近年の急速なインターネット環境の発展により、ネット上での販売などが可能になり、人口をその地域の需要要因として捉えることが困難になりつつあるからではないだろうか。また小本(2006)は、65歳以上の高齢者が多くなるほど開業率は低下するとしており、人口が多いほど高齢者数が多くなるのは必然であるので、この結果はわが国の深刻な高齢化の影響を表しているともいえる。

完全失業率の係数は負で、統計的に有意な結果を得ている。これは失業率の意味するところが、 人材確保の容易さではなく、08年のリーマンショックに端を発する経済危機による経済衰退の指標として開業に影響を与えたのではないかと考えられる。

生産年齢人口比率は、係数が正で統計的に有意な結果を得ている。労働者が多い地域ほど、多様な能力を有した人材が存在し、そうした人的資本の蓄積が開業に正の影響を与えていると考えられる。専門・技術職従業者比率についても同様の解釈が可能で、推定結果 2 では統計的に有意な結果を得なかったが、推定結果 1 については、専門技術を有した人的資本の蓄積が開業に正の影響を与えるとの結果が出ている。専門的な支援活動に貢献する知的・技術的人材の豊かさは、開業に対して正の影響を与えている。

製造業比率については、係数が負で統計的に有意な結果を得ている。初期投資の大きさ故に、 製造業はその他の産業と比較して、開業率が低いことは知られている(黒瀬、大塚(2007))。こ のことから、製造業が集中する地域については、新陳代謝が進んでいないことが読み取れ、そう した風土が新規開業を阻害しているといえる。

地価水準については、係数が負で統計的に有意な結果を得た。地価は事業用地やオフィス用地に対する資本コストと考えられる。地価が高いところほど、開業コストが高く、それがそのまま開業率の低下に寄与していると考えられる。

持家比率については係数が正であるが、推定結果 1 については、統計的に有意な結果を得ていない。持家を保有している割合が高いということは、その個人にとって資金調達が容易であることを意味している。そうした地域特性が、開業を押し上げている要因であると考えられる。

地域のインフラ整備の先進度の指標の一つとして用いた新幹線停車駅ダミーについては、推定結果 1 において統計的に有意な結果を得なかった。一方、推定結果 2 については、係数が正で有意な結果がでている。ここから、生産要素の獲得や財・サービスの供給に有利に働く交通インフラの整備が、開業率に対して正の影響を与えていると考えられる。



公的部門については、インキュベーション施設運営事業継続ダミー及びインキュベーション施設運営事業 (継続) ダミーと地価水準の交差項が統計的に有意な結果となった。政策の有無だけでなく、政策の継続ダミーが開業に対して正の影響を与えている。政策の浸透度という点では、インキュベーション政策の新規開業に対する影響は、政策の実施直後に現れるというよりも、実施から数年後に効果が表れると考えるのが妥当である。また、地価水準の係数が負であったにも関わらず、インキュベーション施設運営事業 (継続) ダミーと地価水準の交差項の係数が正で統計的に有意であることから、インキュベーション施設によって、地価が起業時のコストとして開業率に与える負の影響を緩和することが可能であるといえる。

表 10 推定結果

		推定結果1		推定結果2
	係数		係数	
定数項	-0.35879	***	-0.4272713	***
	(0.076522)		(0.078187)	
人口(1事業所「中小企業支援計画」当たり)	-0.00318	***	-0.0034142	***
	(0.00081)		(0.000741)	
完全失業率	-0.2934	***	-0.5255069	***
	(0.15918)		(0.165018)	
生産年齢人口比率	0.749513	***	0.8843133	***
	(0.108718)		(0.107386)	
	0.293989	***	0.1466549	
専門・技術職従業者比率	(0.141425)		(0.12675)	
Abul Nda NUC LL . —be-	-0.35322	***	-0.5113258	***
製造業比率	(0.07755)		(0.074681)	
Ul Pre 1. Site	-1.72E-10	***	-6.61E-11	***
地価水準	(6.24E-11)		(2.16E-11)	
## # c= 11. c=	0.033103		0.0749452	**
持ち家比率	(0.035973)		(0.036386)	
がお佐信士町はこ	0.00276		0.0060034	*
新幹線停車駅ダミー	(0.003478)		(0.003422)	
中工人來也做事(4 有來式以本 10)	9.30E-06		-8.62E-07	
中小企業対策費(1事業所当たり)	(1.34E-05)		(1.28E-05)	
ビジネスコンペ開催運営事業ダミー	-0.07806			
7,122	(0.110688)			
起業家育成事業ダミー	-0.14208 (0.075341)	*		
Marin New Michael Co.	-0.00714			
インキュベーション施設運営事業ダミー	(0.005363)			
ビジネスコンペ開催運営事業継続ダミー			-0.0678238	





(0.167951)

-0.0666674

起業家育成事業継続ダミー

(0.079528)

インキュベーション施設運営事業継続ダミー

0.0072697

(0.00411)

コンペ×生産年齢人口比率

0.11273 (0.174718)

教育×生産年齢人口比率

0.226324

(0.119913) 9.67E-11

インキュダミー×地価水準

(5.82E-11)

コンペ継続×生産年齢人口比率

0.0825532 (0.268078)

教育継続×生産年齢人口比率

0.0940252 (0.126293)

1.41E-10 *

インキュ継続ダミー×地価水準

(7.90E-11) 0.0285681

沖縄ダミー

0.014755 (0.013459)

(0.013993)

観測地

94

94

修正済み決定係数

0.5628

0.5738

※1 括弧は標準誤差

※2 *10%有意、**5%有意、***1%有意



WEST 論文研究発表会 2011 第 **5** 章 政策提言

第1節 政策提言の方向性

本稿では、先行研究に用いられている地域要因や環境要因をふまえながら、「中小企業創業促進政策は開業率上昇に有効である。」という仮説を検証した。

第4章の分析において、創業促進政策は一定の政策において効果があることが明らかになった。 創業促進政策の中で、「インキュベーション施設の運営・支援事業」が開業率上昇に有効である ことが確認されたが、インキュベーション施設とは、起業家や事業展開を考えている中小企業に 対し、試作、実証試験、オフィス機能などを提供する拠点として全国各地で開設されており、そ の事業主体は都道府県や市区町村、公益法人、第三セクターなど様々である。

表 11 インキュベーション施設の実施主体と施設数(2007 年 3 月末時点)

実施主体	施設数
(独)中小機構設置	24
自治体設置	119
3セク設置(中小機構が出資)	33
合計	176

『地域イノベーション研究会事務局「インキュベーション事業の概要」(2007)』より筆者作成

表 11 から読みとれる通り、事業主体としてもっとも大きな割合を占めるのは地方自治体であり、 都道府県や市町村地方自治体がインキュベーション施設に対して与える影響は大きい。また、入 居率は 88.6%と高く、多くの起業家に利用されていることが分かる。

創業促進政策の中で、「インキュベーション施設の運営・支援事業」が開業に有効であった一方で、「起業家育成事業」や「ビジネスコンペ開催・運営事業」については有意な結果が得られなかった。以下では、インキュベーション施設運営支援事業と、政策効果が有意にならなかったふたつの政策(「ビジネスコンペ開催運営事業」、「起業家育成事業」)との差異という観点に立って、今回の推定に十分反映できなかったインキュベーション施設の特性を示すこととする。

第一の特性は、起業への一貫した支援がひとつの施設で受けられることである。インキュベーション施設は、創業初期の企業に対するオフィスや研究施設の提供から、ビジネスプランが軌道にのるためのアドバイスといった具体的な支援まで、幅広い段階での支援を1つの施設内に置いて行っている。起業を志し、実際にビジネスが軌道に乗るまではいくつかの段階が存在する。起業に関するノウハウを取得し、ビジネスプランを立案する。プラン立案後は実際にビジネスを行うために場所を確保したり、初期費用を調達したりする。そして、実際に創業したのちも、軌道に乗るまでそのビジネス



プランをブラッシュアップしていく必要がある。こうしたなか、今回分析を行った、ビジネスプラン 開催運営事業や起業家育成事業といった事業は、それら起業に関する各段階を限定的に支援するもの であるのに対し、インキュベーション施設は、これらの支援を一貫してひとつの施設内で行ってい る。

インキュベーション施設の第二の特性は、ハード面とソフト面の両面からの支援がえられることである。すなわち、場所や設備の提供といったハード面のサポートと、ノウハウの伝授や他企業とのネットワーク形成といったソフト面のサポートの両方を行っていることも、特徴である。

以上の理由より、創業促進政策を開業率の上昇へと結びつけるためには、起業過程の一部分に 政策を集中するよりも、全ての過程を網羅した政策を実施するほうが有効であると考えられる。 また、ハードとソフトのどちらか一方ではなく、両方の側面からの支援を得られるようにするこ とで、政策効果は一段と高まるであろう。今回の推計で「インキュベーション施設の運営・支援 事業」の有効性のみが確認された背景には、同事業のこのような優越性があるのではないか。

そして更に、分析結果によると、単年度の政策ダミーが有意とならなかった一方で、継続ダミーが開業に対して有意かつ正の影響を与えている。このことから、政策を継続して実施することの重要性も明らかになった。

次節以降では、以上のような特徴を持つインキュベーション事業を実施し、また、継続してい くことに対する問題点とその対応策を示し、本稿の政策提言とする。

第2節 政策提言の概要

まずは本節にて、インキュベーション施設の実施と継続を妨げている要因について簡単に考察 し、次節にてそれら要因を克服するための具体的な対応策を述べる。

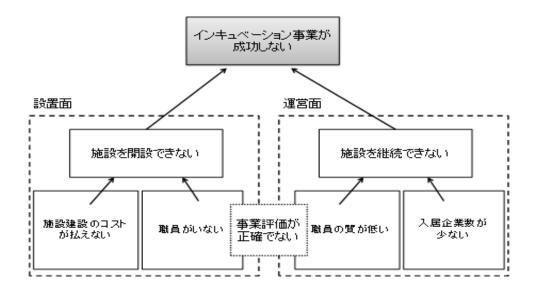


図1インキュベーション施設の開設・継続への阻害要因

論文研究発表会 WE Student' Tomorrow

WEST 論文研究発表会 2011

図 1 は、本稿の研究よりその有効性が明らかになったインキュベーション事業を、今以上に進め、さらに継続して実施していく際の妨げになると考えられる要素を、過去のインキュベーション事業の研究⁹を参考に網羅的に抽出したものである。

まず、インキュベーション施設の運営・支援事業が上手くいかない要因を、施設設置の際の阻害要因と施設運営の際の阻害要因に分類した。設置する際の問題としては、施設の建設コストの問題、職員採用の問題、さらに政策立案者のインキュベーション事業に対する理解不足という問題が考えられる。

次に施設を継続運営していく際の問題としては、職員(通常インキュベーション・マネージャーという)の質の問題、施設の知名度の低さによる入居者数の問題、さらに先の施設を設置する際の問題とも重複するが、政策立案者の理解不足により、インキュベーション事業の成果が出る前に、事業を取りやめにしてしまうという問題が考えられる。以上からインキュベーション施設を開設し、継続させていくにあたり予測される問題点は、以下のように大別される。

- (1) 施設開設時の建設コスト
- (2) 施設の職員の確保と質
- (3) 施設の認知度
- (4) 施設の効果に対する評価

次節において、これらの問題点に対し、順に対応策を述べる。

第3節 政策提言の詳細

(1) 施設開設時の建設コスト

インキュベーション施設を運営するにあたり、特にハード面におけるサポートにおいて、まずはオフィスや設備を提供できる施設を造らなければならない。

本稿の分析にて、インキュベーション施設によって、地価が資本コストとして開業率に与える負の影響を緩和することが可能であることが明らかになった。安田(2006)で明らかにされているように、起業を志した個人の創業時の課題として、初期費用の不足がある。起業に当たっての「良好な立地環境」とは、業種による違いはあるものの、人口密度の高く、それゆえ地価の高い市街地であることが多い。インキュベーション施設を利用することにより、そういった地域において、創業する際のインフラに関する初期費用が抑えられる。このことは個人が起業へと踏み切ることへの障害を取り除く効果がある。

9 参考資料には、『財団法人関西社会経済研究所「インキュベーション施設施設の効率的運営ノウハウの調査報告

ー扇町総芸術村構想とパワー・インキュベーター」(2004)』や、『特定非営利活動法人政策過程研究機構「神奈川県の京浜臨海部再生およびベンチャー企業振興についての政策提言」(2003)』、『堺市「インキュベーション・マネージャーの'しごと'読本 (IMをめざす方々へ)」(2007)』がある。



しかしながらそのような地価の高い地域おいては、新たに施設を建設することが政策主体である地方自治体にとって大きな負担となり、政策を実施することに対し二の足を踏む原因の一つにもなると予測される。実際に、インキュベーション施設のうち独立した建物となっているものの割合は42.5%(「ビジネス・インキュベーション総覧」日本新事業支援機関協議会(2002)より)であり、併設型が過半数を超えている。併設型の内訳をみると、オフィスビル・複合ビル内に入居するケースが最も多いが、このようなオフィスビルや複合ビルの内部はスペースが限られており、知的資源や設備の充実といったインキュベーション施設のハード面での魅力が乏しくなる可能性がある。

問題(1)への対応策「既存の公共機関の活用」

建設費用の節約に加え、知的資源の活用や設備の整備面での充実を図るため、各地域にすでに 存在している公共機関に、インキュベーション施設の機能を備えさせることを提案する。具体的 には、各自治体が運営している公共図書館の有効活用を提案する。

公共図書館は各地域に存在しており、また、交通アクセスがよい市街地に立地していることが多く、創業に好ましい立地条件を満たしている。また、多様なメディアに基づく網羅的な情報のストックが保有されており、司書による情報ナビゲーション機能もある。一般のオフィスビル・複合ビルに比べ充実した知的資源を誇る公共図書館こそ、インキュベーション施設として相応しいといえよう。

(2) 起業家支援人材の確保と育成

インキュベーション施設内において、施設の運営や入居している起業家への支援・アドバイスを 行う人材を、インキュベーションマネージャー(以下 IM)という。

IM には、入居者への経営的・技術的なアドバイスを行ったり、専門家とのネットワークを形成したりと、専門的な知識や経験が必要とされていることから、市や都道府県の職員以外の民間企業出身者の登用も多く行われている。

しかしながら、公的インキュベーション施設に関しては、あくまでの施設の設置者は地方自治体であり、入居企業が成長して独立したとしても、IMや施設自体にとって大きなリターンにはならない。このためIMのインセンティブが働かず、経営努力が十分なされないまま、民間企業出身の職員のノウハウや技術が活かされていないことが懸念される。

IMという職の報酬ややりがいへの魅力がなく、IMの数が増えない限り、ソフト面の充実した施設をつくることはできない。また、IMの質が低ければ、結果として施設からの新規創業が見込めないことから、IMの登用方法、育成手段は必須の課題であるといえる。

問題(2)への対応策「民間のシステムの導入」

専門的な知識や経験、技術をもつ外部人材をインキュベーション施設に惹きつけ、充実したサービスを提供するインセンティブを働かせるために、公的な職員でありながらも、年度ごとの業績査定、年俸交渉といった民間の手法を取り入れることを提案する。また、そういった民間企業



のシステムをより取り入れやすくするために、民間委託という形をとることも一案としてあげられる。

(3) 施設の認知度の低さ

支援人材の質以外において、施設の運営が上手くいかない大きな理由としては、施設の認知度 そのものが低く入居者が増えないことがあげられる。いくら支援人材の質が確保され、地域の実 情に合ったサービスを提供していても、施設そのものの認知度が上がらない限り、施設への入居 者は確保できない。実際に、入居対象となるベンチャー企業への意識調査(対象は、全国の年商 10億円以下企業の経営者層、有効回答数 1332 人)では、約 70%(同 910 人)が同施設そのもの を知らないと回答している(日刊工業新聞(2004))。このことからも分かるように、施設に対する 認知度はまだまだ低いと言わざるを得ない。

問題(3)への対応策「起業を志す人材を対象とした集中的な広報活動」

安田(2010)などでも明らかにされているように、日本において起業を行う人物像としては、30 代~40代後半の、ビジネス経験者が多く、一度社会でビジネスを経験したのち、転職や失業など の理由から、起業を志す傾向がある。

したがって、そういった人物に、施設の情報がより伝わりやすい広報活動に注力することが効果的であろう。具体的には、転職サイトや求人フリーペーパーなどへの広告掲載などが効果を発揮すると考えられる。

(4) 政策効果の測定

本稿の分析結果からインキュベーション施設運営事業の中でも、単年度の運営や支援事業は開業率に有意に効果がないのに対し、継続的な運営・支援事業は開業率をおしあげていることが分かった。

しかし、インキュベーション施設は創業時からビジネスが軌道にのるまでの長期間でのサポートを行う施設である。実際にインキュベーション施設に入居してから卒業するまでは一定期間が必要であることから、施設開設後しばらくは、開業率に対する効果も現れにくい。そうしたなか、地方自治体の事業評価が正しくなされず、政策が継続的に実施されないまま廃止されてしまう恐れがある。実際に、2005 年度にはインキュベーション施設に対する支援を行っていたが、2008 年度にはそれを廃止してしまっている都道府県がいくつか見られた。また、インキュベーション施設運営事業に対する正確な政策効果の測定がなされないことによって、そもそもそういった事業を行うメリットが無いと考え、実施に踏み切らない自治体も多く存在すると予測される。

実際に、大阪府商工労働部の職員に対してヒアリングを行ったところ、中小企業政策全般 に共通して言えることとして、使用可能な予算に制約があるなかで、単年度で政策効果が見られない施策については、継続的な実施が困難であるとのことであった。



問題(4)への対応策 「地方行政に外部人材を活用するシステムの導入」

インキュベーション施設の運営・支援事業に限らず、政策の継続的な実施のためには、政策に 対する正確な評価がされることが欠かせない。

そこで今回は、学術的・専門的な知識を政策の立案・実行・政策評価の各過程において活かす ことができるように、高い専門性と豊富な実務経験を持つ人材を外部から公務員として一定期間 地方自治体に採用することを提案する。

先行事例としては、韓国の「地方専門契約職公務員制度」があげられる。この制度は1987年に 導入され、専門人材を期限付きで公務員として採用する。制度自体は韓国全土に既に定着してお り、今では全国の自治体で3000人以上の専門契約職が活動しているという。

インキュベーション施設の運営・支援事業に関しては、①経営学や経済学で博士課程・修士課程を修了し、専門性に裏付けられた知見を持っている人材、②過去に自ら起業した経験を持ち、すでに現場を退いた人材を活用することにより、インキュベーション施設に入居している企業のビジネスプランへの評価や、施設内で行っているサポートの充実性や妥当性の評価を行うことで、事業をよりよい形で継続して行うための効果測定がなされることが期待できる。



WEST 論文研究発表会 2011 おわりに

我が国の産業政策に対する確かな評価は定まっていない。たしかに、戦後の日本は他国に類を 見ないほどの急成長をとげ、その産業政策は世界のモデルになると賞賛されたこともあった。し かしながら、近年では、過去の産業政策の効果を事後的に検証すると、産業政策の有効性が一般 に語られていたほどには鮮明ではなかったとの見方も増えつつある。

このように日本の産業政策に対する評価が変化しつつある背景には、「失われた 20 年」を経て、 高度成長期とは対照的に、廃業率が開業率を上回る状況になったこともあろう。

政府に産業政策に担うだけの能力が、果たしてあるのだろうか。そうした疑問から本研究は始まった。本稿では産業政策の中でも、とりわけ創業促進政策に着目し、政策別にその効果の測定を試みた。具体的には、「ビジネスコンペ開催運営事業」「起業家育成事業」「インキュベーション施設運営事業」の3つである。しかしながら、分析を行うに当たって様々なデータ上の制約を受けたのも事実である。「中小企業支援計画」に基づいて、各都道府県別の政策とそれに振り分けられた予算の把握を試みたが、県ごとに分類の基準が異なること、また都道府県別の「中小企業支援計画」の作成が始まったのが2004年と最近であることから、政策効果を十分に測定できるだけのデータが集められたとは言い難い。この点については統一的な基準に基づく計画作成とさらなるデータの整備が求められる。さらに本稿の分析の結果として、インキュベーション施設運営事業の有効性を述べたが、他の事業と異なり、なぜこの事業だけその効果的だったのかの定量的な分析は、今後の検討課題である。

また今回は、開業に特化した政策効果の測定となったが、産業関連指標としては、生産性もまた見逃すことはできない。産業政策が企業の生産性に対してどれほどの影響を及ぼしてきたのかについての研究も今後の課題である。

最後に、本研究が日本の産業発展の一助となることを願い、本稿を締めくくる。

論文研究発表会 WEST。 We Evolve Students' Tomorrow

WEST 論文研究発表会 2011

先行研究・参考文献・データ出典

《先行論文》

- 中小企業庁(1999)「中小企業白書」
- 中小企業庁(2002)「中小企業白書」
- ・ 中村良平・江島由宏裕(2004)『地域産業創生と創造的中小企業』大学教育出版
- ・ 小林伸生(2004)「地域における開業率規定要因と環境整備の方向性」『日本中小企業学会論 集』・第23号、p100-113
- ・ 室岡博之・小林伸生(2005)「地域データによる開業率の決定要因分析」
- ・ 田中智泰(2008)「産業政策によって事業所の開業率は増加するのか」
- ・ 黒瀬誠・大塚章弘(2007)「産業別の開業率に対する地域要因の影響:47 都道府県データによる製造業とサービス業との比較分析」
- ・ 奥山尚子(2010)「地域活性化における地域イノベーション政策の効果~クラスター政策は開業率を押し上げるのか?~」

《参考文献》

- ・ 斎藤愼(2005)「地域産業政策の効率性に関する分析」
- ・ 小本恵照(2006)「開業率の地域格差に関するパネル分析』
- ・ 川上義明(2010)「日本の中小企業政策に関する一考察」『福岡大学商学論叢』第56巻1号
- 高田亮爾(2009)「中小企業政策の歴史と課題(1)」『流通科学大学論集』流通・経営編第22 巻第1号
- ・ 泉田裕彦(1998)「産業政策の理論的根拠」『通産ジャーナル』1998
 - (http://home.r00.itscom.net/izumida/contents/miti_ri/industrial_policy.htm)
- 大橋弘(2010)「転機を迎えた『産業政策』のあり方」経済産業研究所 (http://www.rieti.go.jp/jp/columns/a010283.html)
- 清田耕造(2010)「産業政策は諸刃の剣」経済産業研究所 (http://www.rieti.go.jp/jp/columns/a010320.html)
- 安田武彦(2006)「どの起業家が強く流動性制下におかれているのか-日本の企業からの研究」 『RIETI Discussion Paper Series』 2006、p9-13
- 安田武彦(2010)「起業選択、起業後のパフォーマンスと起業支援政策」『RIETI Policy Discussion Paper Series』2010、p14-19
- ・ 日本新事業支援機関協議会(2002)「ビジネス・インキュベーション総覧」
- ・ 日刊工業新聞(2004)「ベンチャー企業への意識調査」2004
- ・ 三井逸友 (2010)「中小企業研究のグローバリゼーションと今日的課題」
- ・ 三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング(株)「企業の創意工夫や研究開発等によるイノベーションに関する実態調査」(2008)』
- ・ 財団法人関西社会経済研究所(2004「インキュベーション施設施設の効率的運営ノウハウの調査報告 扇町総芸術村構想とパワー・インキュベーター」
- ・ 『特定非営利活動法人政策過程研究機構(2003)「神奈川県の京浜臨海部再生およびベンチャー 企業振興についての政策提言」』、
- ・ 堺市(2007)「インキュベーション・マネージャーの'しごと'読本(IM をめざす方々へ)」』
- ・ 酒井聡樹 (2006) 「これから論文を書く若者のために」共立出版 p3-149



《データ出典》

- ・ 政府統計ホームページ http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/eStatTopPortal.do
- ・ 中小企業庁ホームページ http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kakushin/index.html
- 一般財団法人土地情報センターホームページ <u>http://www.lic.or.jp/</u>
- ・ 日本旅客鉄道株式会社ホームページ http://www.jreast.co.jp/、http://www.jreast.co.jp/
- ・ 文部科学省科学技術政策研究所(2004)「全国イノベーション調査報告」